

施設利用者様

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

登園自粛に係る保育料等の取扱い（還付）について（お知らせ）

保育園等での新型コロナウイルス感染症対策として登園を自粛した場合、下記のとおり保育料等を還付しますのでお知らせします。

記

1 還付の対象

- (1) 期間 令和2年3月2日から令和2年3月31日
- (2) 対象園 私立認可保育園・認定こども園、地域型保育事業、新制度幼稚園（あけぼの幼稚園、中仙道幼稚園）
- (3) 費用 保育料、副食費

2 還付の要件

連続して6日以上（日曜、祝日を除く。）登園を自粛した場合

3 還付内容

・保育料

月額保育料を日割りで還付します。

※ 連続6日以上登園自粛があった場合は、連続していない他の登園自粛日についても還付の対象日数に含めます。

・副食費

6日以上登園を自粛した場合（日曜日・祝日及び長期休業期間並びに1号認定子どもの5歳児については卒園式の翌日から3月31日までを除く。）は、月額副食費の半額を還付します。

1日も食べなかった場合は、全額を還付します。

4 その他

・保育料、副食費の還付は、4月以降になる見込みです。

・保育料は、各園からの報告により還付します。

副食費は、保護者の方からの還付申請が必要です。（申請用紙は、園を通じて配布します。）

・預かり保育

無償化の認定を受けている方で、預かり保育利用料を月額で支払っている場合は、登園自粛した日数も無償化の対象となります。（無償化の請求については、別途ご案内します。）

（問い合わせ先）

就園管理課（保育料に関すること） 086-803-1432

保育・幼児教育課（副食費に関すること） 086-803-1228